

報告第4号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定

平成29年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 2 1 号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三田市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年三田市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「4 3 3 円」を「3 3 3 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 2 6 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 3 3 3 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「3 6 7 円」を「3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 1 5 歳」を「1 5 歳」に、「満 2 2 歳」を「2 2 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。